

きょうせい じっかん かながわ へいわ こくさいしゃかい こうちく
共生を実感できる神奈川と平和な国際社会の構築をめざす
～ NGOと県との協働のもとに ～

NGOかながわ国際協力会議（第3期）最終報告
こくさいきょうりょくかいぎ だい き さいしゅうほうこく

2004（平成16）年10月
へいせい ねん がつ

ねん がつ にち
2004年10月29日

かながわけん ちじ まつざわ しげふみ さま
神奈川県知事 松沢 成文 様

こくさいきょうりょくかいぎ
NGOかながわ国際協力会議
いいんちょう やまなか えつこ
委員長 山中 悦子

こくさいきょうりょくかいぎ だい き さいしゅうほうこく
NGOかながわ国際協力会議(第3期)最終報告について

せんそう はかい せいき わか つ せいき へいわ きょうせい せいき せかいじゅう
戦争と破壊の20世紀に別れを告げ、21世紀こそ平和と共生の世紀にしようとして世界中
ひとひと ちか むか あたら せいき ごんにち しゃがい くに ないがい と きび
の人々が誓って迎えた新しい世紀でしたが、今日の社会は、国の内外を問わず厳しい
じょうきょう ひとひと い けんり うば としように ひんこん じんけんしんがい
状況にあります。なかでも人々の生きる権利を奪う途上国の貧困や人権侵害、
さべつ かくさ おお こんらん う ようじん せきしやがい きんきゅう
差別、格差などは、さらなる大きな混乱を生む要因のひとつとして、国際社会が緊急
かいけつ かだい
に解決しなければならぬ課題となっています。

かだい かいけつ せいふ こくさいきかん と く
こうした課題の解決はこれまで、政府や国際機関が取り組むべきこととされてきました
ごんにち かつこく かくちいき しみん しゅたいてき とりく かだい
た。しかし今日では、各国、各地域での市民の主体的な取組みなしには、こうした課題
けつ かいけつ せかいじゅう おお ひとひと にんしき
は決して解決できないと世界中の多くの人々が認識するようになりました。

かながわけんない こくさいきょうりょく おお けんみん ばや き
神奈川県内では、国際協力NGOをはじめ多くの県民がいち早くこのことに気づ
かあ み かんけい なか としようにこくしえん さべつ かながわ じつげん と
き、まずは顔の見える関係の中での途上国支援や、差別のない神奈川の実現に取り組
けんできました。そして今、県民のこの取組みは、県との協働によってさらに前進しよ
うとしており、NGOかながわ国際協力会議に求められる役割も、一層大きくなっ
ています。

だい き むか こんき ねん がつ やく ねんかん かい
第3期を迎えた今期は、2002年11月にスタートしました。約2年間にわたって、16回
かいぎ かい かいぎ かいさい き かんれんじこう ちようさ けんきゅう きょうぎ
の会議と4回の予備会議を開催して、テーマを決め、関連事項を調査・研究・協議
ないよう ていげん さくねん かつ がいこくせきけんみん かいぎ
し、内容をしぼり、提言をまとめました。昨年11月には外国籍県民かながわ会議と
ごうどうかいぎ ほんねん かつ こうちようかい かいさい がいこくせきけんみん かつがた
の合同会議を、また本年5月には公聴会を開催し、外国籍県民やNGOの方々な
どから広くご意見を伺い、可能な限り提言に反映させました。

こんき ていげん とくちよう けんみん きぎょう こくさいきかん だんたいとう さんか きょうりょく え かながわ
今期の提言の特徴は、県民、企業、国際機関、団体等の参加・協力を得て、神奈川
しんざい ちえ ぎじゆつ しきん じょうほう おも いったい ちいきしゅたい こくさいきょうりょく
の人材、知恵、技術、資金、情報、そして思いが一体となった地域主体の国際協力
ほうさく う だ さべつ かいしやう せいどあん しめ
の方策を打ち出したことです。また、差別を解消するための制度案を示したことです。

けん きょうどう はし けん ちしき じょうほう こうどうりょく
県とNGOの協働は始まったばかりですが、NGOの経験や知識、情報、行動力、
さらには国内外のネットワークなどを生かした国際政策は、必ずや地球規模の課題
こくないがい い こくさいせいざく かなら ちきゅうぎ ぼ かだい
の解決に寄与するものとなるでしょう。

けん おかれましては、このたびの私たちの提言に関しましてご理解いただき、施策化
いけつ きよ かつがた せひ じんりょくたまわ こころ ねが もう あ しさくか
に是非ともご尽力賜りますよう心からお願い申し上げます。

目 次

1	知事への提言	
(1)	基本的視点	4
(2)	提言項目一覧	7
(3)	提言	
	地域主体の国際協力/途上国支援	9
	NGO、県内企業、国際機関、公的研究機関などの 協働・連携の促進について	10
	研修員・留学生受入れ事業の継続と充実・強化について	11
	開発教育(地球市民教育)の推進について	12
	差別のない社会の実現をめざして	13
	外国籍県民に対する日本語教育について	14
	外国籍県民の地方参政権について	15
	人種平等委員会(仮称)の設置について	16
	NGO活動の基盤整備の強化	17
	NGOの活動拠点について	18
	県民・県内企業・関係団体とNGOを結びつけるシステムについて	19
2	提言以外に協議された事項	20
3	会議・活動状況	21

4	さんこうしりょう 参考資料		
(1)	ようごかいせつ 用語解説	-----	24
(2)	しりょう 資料	-----	28
	かながわけんかいがいぎじゅつけんしゅういんうけいれじぎょう がいよう 神奈川県海外技術研修員受入事業の概要	-----	28
	けいたい じんしゅさべつ てっぱい かん こくさいじょうやく ばっすい あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(抜粋)	-----	29
	じんげんしさくすいしんしん ばっすい かながわ人権施策推進指針(抜粋)	-----	33
	がいこくせきけんみん じんげん そんちよう しさく すいしん かか くに ようぼう 外国籍県民の人権を尊重する施策の推進に係る国への要望	-----	35
	がいこくせきけんみん いげんちようしゅ 外国籍県民からの意見聴取について	-----	36
	けんないがいこくじん どうろくしゃすうあよ すいり 県内外国人登録者数及び推移	-----	38
	こくさいきょうりょくかいぎせつちようこう NGOかながわ国際協力会議設置要綱	-----	41
	こくさいきょうりょくかいぎつんえいようりょう NGOかながわ国際協力会議運営要領	-----	43
5	いいんめいぼ 委員名簿	-----	45

1 知事への提言

(1) 基本的視点

共生を実感できる神奈川と平和な国際社会の構築をめざす
～ NGOと県との協働のもとに ～

第3期NGOかながわ国際協力会議が開催された2年間(2002年11月から2004年10月)は、アフガニスタンやイラクで武力行使やテロにより多くの人々の命が犠牲になるとともに、その影響が世界中に広がった時期と重なります。こうした状況は日本に暮らす私たちに、世界の平和や共生の実現がいかに困難なことを認識させるところとなりました。しかし私たちはここで絶望することなく、この困難な状況を切り開くことができるのは自ら神奈川の地域で行動することであることをあらためて確信しました。

これまで県内では、途上国住民のニーズを満たす開発協力の実施、南北問題の存在を知り解決を考える開発教育(地球市民教育)の実践、外国籍県民へのさまざまな支援や制度改革に向けた働きかけなど、県民によるさまざまな形の国際協力が地域で地道に重ねられてきました。その努力は今、県との協働のもと確実に多文化共生、差別のない神奈川の実現につながりはじめています。第3期会議委員はこうした実践を「かながわモデル」と呼び、世界の平和と共生を実現するためにもっとも有効な手段・プロセスであると考えました。それは地域が人にやさしくなければ世界の平和も共生も実現しないという認識から生まれたものです。

提言は、こうした視点に基づく三つのテーマの8項目としました。いずれも共生と平和の21世紀を創造するために、NGOと県との協働を前提としています。提言をまとめた際の留意点は次のとおりです。

1点目は、より高い実現可能性の重視です。前段としてこれまでの県の国際政策を確認し、併せて第1期、第2期の提言との関連性を整理、その実現状況(施策化、実施、進捗状況)を確認しました。その結果、第3期の提言は、より高い実現可能性を優先することとしました。

2点目は、県の財政状況に鑑み、提言の実施にはできるだけ予算を要しないことを考慮しました。そのため、いくつかの提言は、県民、企業、国際機関、団体等の参加・協力による神奈川の多様な資源の活用を前提としました。ちなみに神奈川の資源とは、人材、モノ、知恵、技術、情報、資金など、地域主体の国際協力の基盤となるものです。

世界が抱えるグローバルな課題に対して市民がどう責任を果たすかはその国、その地域の社会の反映にほかなりません。このような時代だからこそ私たち神奈川のNGO・県民は地球市民としての責任を果たしたいと思えます。

第3期の委員は第2期の10名から2名減の8名となりました。委員は途上国で直接・間接に開発プロジェクトを実施したり、外国籍県民の教育、生活、言語、労働などの支援に取り組んでいることから、それぞれの専門性と関心に基づき、A部会（地域主体の国際協力/途上国支援）と、B部会（差別のない社会の実現をめざして）とに分かれて協議の場を持ちました。それは調査と協議を深めることとなりました。協議後は合同会議で共有化を図りました。また、すべてのNGOに共通の課題である「NGO活動の基盤整備の強化」については、常に合同会議の場で協議しました。

【A部会】地域主体の国際協力/途上国支援

NGO、県内企業、国際機関、公的研究機関などの協働・連携の促進について
研修員・留学生受入れ事業の継続と充実・強化について
開発教育（地球市民教育）の推進について

A部会では、当初は協議テーマを「神奈川の国際協力の現状と可能性」として、はじめに様々な角度から神奈川の国際協力の可能性をさぐりました。協議の結果、途上国支援を実効あるものにするために、国際機関やNGOとの協働を促進する具体策として、ダイレクトリートリーを作成する、研修員・留学生の受入れ事業を、県民・NGOと協力して充実・強化する、NGOの活動経験を現場で生かし、併せてNGOが事業として取り組む方向での開発教育の推進、の3項目を打ち出しました。

【B部会】差別のない社会の実現をめざして

外国籍県民に対する日本語教育について
外国籍県民の地方参政権について
人種平等委員会（仮称）の設置について

B部会では、現在外国籍県民が受けている差別の実態を把握して、その差別や不便が解消される方策を考えました。解決には現場での対応をよりよいものにするための制度整備とともに、国レベルの法律・制度の改革の必要性が議論されました。その中で県レベルでの実施が可能な施策として、地方参政権問題では県民の世論形成を、人種平等委員会（仮称）の設置では人権に関する国際条約の尊重を前提とした当事者の救済を提言としました。

【合同部会】NGO活動の基盤整備の強化

NGOの活動拠点について
県民・県内企業・関係団体とNGOを結びつけるシステムについて

合同部会では、県との協働を可能にするNGOの自立のために、NGO活動の基盤整備につながる方策を検討しました。特に県の直接支援より、県民、企業、団体等、広く神奈川全域からの支援・協力を可能にする県の側面支援を提言としました。

「NGO」の定義について - NGO かながわ国際協力会議の協議の前提として -

NGOとは、英語の Non-Governmental Organization の略で、もともとは、国連が政府以外の民間団体との関係において使用していた言葉ですが、現在では一般に広く使用されています。

私たちは、協議の前提となるNGOについて、この会議の設置趣旨を踏まえ、国際交流、国際協力、地域の国際化、平和などの分野で活動する団体と考えました。

また、地球的な規模で活動する団体だけではなく、市民活動団体やボランティアグループのように地域で活動する団体も含めて考えることにしました。

(第1期及び第2期かながわNGO国際協力会議 最終報告より)

ていげんこうもくいちらん
(2) 提言項目一覧

ちいきしゅたい こくさいきょうりょく とじょうこくしえん
地域主体の国際協力 / 途上国支援

NGO、県内企業、国際機関、公的研究機関などの協働・連携の促進について

ていげん とじょうこく ひつよう ぎじゆつ とく かんきょうほぜん ちいきしんこう せいかつかいぜん かん
提言 1 途上国が必要とする技術、特に環境保全、地域振興、生活改善などに関する
ぎじゆつ ちしき ゆう けんないきぎょう けんきゅうきかん こじん さくせい
技術・知識を有する県内企業、研究機関、個人のダイレクターリーを作成し、
NGO、国内に事務所を置く国際機関、自治体などが実施している技術協力
こくない じむしょ お こくさいきかん じちたい じっし ぎじゆつきょうりょく
プロジェクトへの支援につなげること。

けんしゅういん りゅうがくせいうけい じぎょう けいぞく じゅうじつ きょうか
研修員・留学生受入れ事業の継続と充実・強化について

ていげん とじょうこく じりつ しゅたい じんざい いくせい けんしゅういん りゅうがくせい うけい
提言 2 途上国の自立の主体となる人材を育成するため、研修員・留学生の受入れ
じぎょう じゅうじつ きょうか
事業を充実・強化すること。
あわせて、けんみん たぶんかりかい ふか たぶんかきょうせいしゃかい じつげん し
あわせて、県民の多文化理解を深め、多文化共生社会の実現に資すること。

かいはつきょういく ちきゅうしみんきょういく すいしん
開発教育（地球市民教育）の推進について

ていげん ちきゅうきほ しょかだい みづか ちんだい にんしき みづか せいかつ なか
提言 3 地球規模の諸課題を自らの問題として認識し、身近な生活の中からそれら
かいけつ む こうどう ちきゅうしみん そだ たぶんかきょうせいしゃかい じつげん
の解決に向けて行動する地球市民を育て、多文化共生社会を実現するために、
けんがそのリソース（しんらいせい こうほうりょく しせつ しきんりょく）を活かしてイニシア
チブをとり、かいはつきょういく ちきゅうしみんきょういく すいしん
チブをとり、開発教育（地球市民教育）を推進すること。

さべつ しゃかい じつげん
差別のない社会の実現をめざして

がいこくせきけんみん たい にほんごきょういく
外国籍県民に対する日本語教育について

ていげん にほんご よ か ふく そうごうてき たいけいてき にほんごきょういく きかい ほしょう
提言 4 日本語の読み・書きを含めた総合的・体系的な日本語教育の機会を保障す
ること。

がいこくせきけんみん ちほうさんせいけん
外国籍県民の地方参政権について

ていげん がいこくせきけんみん ちほうさんせいけん ぶよむ けんとう くに そうき すす
提言 5 外国籍県民への地方参政権の付与に向けた検討が、国で早期に進められる
ように議論の場を多く設定すること。

じんしゅびやうどういじんかい かしやう せっち
人種平等委員会（仮称）の設置について

ていげん たみんぞく たぶんかきやうせいしやかい じつげん もっと おお へいがい
提言 6 多民族・多文化共生社会の実現をめざし、最も大きな弊害となっている
がいこくじん たい さべつ はいたせい じんしゅびやうどういじんかい
外国人に対する差別・排他性をなくしていくために、「人種平等委員会」
(仮称)を設置すること。

かつどう きばんせいび きやうか
NGO活動の基盤整備の強化

かつどうきよてん
NGOの活動拠点について

ていげん おお けんみん みちか けいぞくてき かつどう
提言 7 より多くのNGOが、県民に身近なところで継続的に活動ができるように、
きぞん しせつ きのう かいぜん ぞうせつ けん そくめん しえん
既存施設の機能を改善するとともに、増設を県が側面支援すること。

けんみん けんないきぎやう かんけいだんたい むす
県民・県内企業・関係団体とNGOを結びつけるシステムについて

ていげん こくさいこうけん かんしん けんみん けんないきぎやう かんけいだんたい けんない かつどう ここ
提言 8 国際貢献に関心がある県民や県内企業・関係団体が、県内で活動する個々
のNGOに対して、しきん しえん かつどう さんか けん こうきやうせい
資金支援や活動への参加ができるように、県はその公共性
こうほうりよく い りやうしや むす そうしゅつ
と広報力などを生かして、両者を結びつけるシステムをNGOとともに創出
すること。

(3) 提言

地域主体の国際協力 / 途上国支援

< 提言の趣旨 >

「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」が国境を越えて自由に行き来するグローバル化の中、日本に暮らす私たちの一挙手一投足が途上国の人々に大きな影響を及ぼしていることを、私たちは認識しなければなりません。今、国際社会は、世界で5人に1人にもものぼる貧困人口の削減など地球規模の課題解決を数値目標で示した「ミレニアム開発目標 (MDGs)」(参考資料p.25参照)の実現に向けて努力しています。

こうした時代に、神奈川県も県民もともに地域主体型国際協力を通して、国際社会の一員としての責任を果たすべきとの考えのもとで次のような提言をまとめました。

神奈川県は、国際貢献に意欲を示す多くの企業、研究機関、個性豊かな人材に恵まれています。また、途上国の人々への支援活動を行っている多数のNGOや、国際機関の活動拠点(事務所)もあります。

しかし、企業、研究機関、個人の多くは国際貢献をするためにはどこにアクセスすればよいか分からず、持てる力を発揮できていません。NGOや国際機関は、途上国には自分たちだけでは十分に対応しきれないほど多くの問題があることを認識しています。この両者を機能的に結びつけることができれば、国際色豊かな神奈川という地域性を活かした、地域主体の国際協力を進めることができると考え、そのための具体策を「国際協力ダイレクトリーの作成」として提示しました。(提言1)

県がこれまで取り組んできた海外からの研修員・留学生の受け入れ事業は、一定の成果をあげてきました。途上国の持続可能な開発、自立のために、現地で人々が必要とする保健衛生・医療・教育・環境・農村開発などの実務研修の意義はますます重要度を増しています。

この事業を引き続き実施し、充実・強化することが求められます。提言には、研修員・留学生との交流が、県民の多文化理解を深め、ひいては、外国籍県民との相互理解・共生意識にもつながるといった新たな視点も盛りこみました。(提言2)

未来を担う子どもたちが、途上国の貧困と自分たちの暮らしが無関係ではないことを知ることは、平和と共生の世界を実現する上で欠くことができません。そのためには、まず教育現場の教員たちが地球市民の視点をもつことが必要との考えから、教員研修に開発教育(地球市民教育)の枠を設けることを提言としました。(提言3)

NGO、県内企業、国際機関、公的研究機関などの協働・連携の促進について

提言 1 途上国が必要とする技術、特に環境保全、地域振興、生活改善などに関する技術・知識を有する県内企業、研究機関、個人のダイレクターを作成し、NGO、国内に事務所を置く国際機関、自治体などが実施している技術協力プロジェクトへの支援につなげること。

<理由・背景>

NGO活動が国際的な広がりを見せる中、企業も環境等の国際協力分野において積極的な役割を果たそうとするなど、国際貢献活動に力を入れつつある。

こうした中、途上国からの要請に応じ日本の技術を紹介している国際機関の日本事務所、NGOなどは、企業が有する技術や国際貢献への意欲についての情報を把握するのが困難とされる。同時に技術指導を行っている機関についても十分にその事業内容を把握できていない。

そこで、NGO及び国際機関等と連携を図り、現在、途上国で必要とされている環境保全、地域振興、生活改善などに関する技術・知識を持ち、かつ、国際貢献に意欲のある企業・研究機関・個人などの情報を集めたダイレクターを作成・公開する。このことにより、NGO、国際機関等との協働・連携による日本から途上国への技術協力を円滑に実施できるようにする。

実施イメージ

各関連機関にアンケート調査を実施する。また、フォーラム（提言 8 実施イメージ参照）等の参加者より掲載希望者を募る。

NGOは県と協働でダイレクターを作成する。

技術分野別に作成したダイレクターは、途上国への技術協力促進事業を行う

NGO、国際協力機構（JICA）、国連環境計画（UNEP）・国連工業開発機関（UNIDO）などの国際機関、国内の自治体等に配布し、活用を依頼する。

県内の技術・知識を途上国に紹介するセミナーを開催する。NGO、在日大使館、国際機関、国内関連機関及び県民に参加を促し、ダイレクターの活用法についても紹介する。

ていげん とじょうこく じりつ しゅたい じんざい いくせい けんしゅういん りゅうがくせい うけい じぎょう
提言 2 途上国の自立の主体となる人材を育成するため、研 修 員 ・ 留 学 生 の 受 入 れ 事 業
を 充 実 ・ 強 化 す る こ と 。
あわせて、けんみん たぶんかりかい ふか たぶんかきょうせいしゃかい じつげん し
あわせて、県民の多文化理解を深め、多文化共生社会の実現に資すること。

りゅう はいけい
< 理 由 ・ 背 景 >

きんねん わ くせい ふ とじょうこく がっこうけんせつ こうし はけん たよう てんかい み
近年、我が国政府やNGOによる途上国での学校建設や講師派遣など多様な展開が見
られる。

かながわけん ちいき ぐたいてき こくさいきょうりよく とりく けんない けんしゅういん
神奈川県において、地域からの具体的な国際協力の取組みとして、県内への研 修 員
・ 留 学 生 の 受 入 れ 事 業 が こ れ ま で も 実 施 さ れ て き た 。

とく とじょうこく ひつよう ほけん えいせい いりよう きょういく ふくし かんきょう せいかつかいぜん ちいきしん
特に、途上国が必要とする保健・衛生・医療・教育・福祉・環境・生活改善・地域振
興・農村開発などに関する実務研 修や留学の意義は大きく、今後は、これらのテーマを
さらに拡大しつつ、研 修 員 ・ 留 学 生 受 入 れ 事 業 を 充 実 ・ 強 化 す る こ と が 求 め ら れ る 。

けんしゅういん りゅうがくせい こうりゅう とく けんみん たぶんかりかい ふか がい
また、研 修 員 ・ 留 学 生 と の 交 流 に 取 り 組 む こ と に よ り 、 県 民 の 多 文 化 理 解 を 深 め 、 外
こくせきけんみん そうごりかい そくしん たぶんかきょうせいしゃかい じつげん うえ おお こうか
国籍県民との相互理解を促進するなど、多文化共生社会を実現する上で大きな効果が期
待できる。

じっし
実 施 イ メ ー ジ

けんりつ ほけん ふくしだいがく りゅうがくせい うけい せっきよくてき すいしん
県立保健福祉大学への留 学 生 の 受 入 れ を 積 極 的 に 推 進 す る 。

かいがいぎじゅつけんしゅういん うけい じぎょう こうか けんしゅう じぎょう じゅうじつ きょうか はか
これまでの海外技術研 修員受入れ事業の効果を検証し、事業の充 実 ・ 強 化 を 図 る 。

けんない けんしゅういん りゅうがくせい せいかつかんきょう かいぜん はか
県内の研 修 員 ・ 留 学 生 の 生 活 環 境 の 改 善 を 図 る 。

けんみん きょうりよくかんけい みつ
県民・NGOとの協 力関係を密にする。

(1) けんしゅうないよう けんどう けんしゅういんけつていかてい けんみん さんか
研 修 内 容 の 検 討 ・ 研 修 員 決 定 過 程 へ の 県 民 ・ N G O の 参 加

こうほ すいせんせいど どうにゅう
(公 募 ・ 推 薦 制 度 の 導 入 な ど)

(2) けんしゅう じゅぎょう けんしゅういん けんしゅう けんしゅう けんしゅう けんしゅう けんしゅう
研 修 ・ 授 業 へ の N G O に よ る 協 力

こうし はけん せんもんけんしゅう ごかくけんしゅう けんしゅういん りゅうがくせい うけい
(講 師 の 派 遣 ・ 専 門 研 修 ・ 語 学 研 修 へ の 研 修 員 ・ 留 学 生 の 受 入 れ な ど)

(3) ちいきしゃかい こうりゅう そくしん
地 域 社 会 と の 交 流 の 促 進

こうりゅうかい せいかはっぴょうかい そつぎょう
(ホ ー ム ス テ イ 、 交 流 会 、 成 果 発 表 会 、 卒 業 パ ー テ ィ な ど)

(4) けいひしえん
経 費 支 援

けんみん きふ せいど どうにゅう
(県 民 ・ N G O か ら の 寄 附 、 ス ポ ン サ ー 制 度 の 導 入 な ど)

かいはつきょういく ちきゅうしみんきょういく すいしん
開発教育（地球市民教育）の推進について

ていげん ちきゅう きぼ しょかだ い みずか もんだい にんしき みぢか せいかつ なか かいけつ
提言 3 地球規模の諸課題を自らの問題として認識し、身近な生活の中からそれらの解決
む こうどう ちきゅうしみん そだ たぶんかきょうせいしゃかい じつげん けん
に向けて行動する地球市民を育て、多文化共生社会を実現するために、県がそのリ
ソース（信頼性・広報力・施設・資金力）を活用してイニシアチブをとり、開発
きょういく ちきゅうしみんきょういく すいしん かいはつ
教育（地球市民教育）を推進すること。

りゆう はいけい
<理由・背景>

けいざい はじめとす らゆる ぶんや かい かが しんこう なか ひんこん
経済をはじめとするあらゆる分野でグローバル化、ボーダレス化が進行する中、貧困、
かんきょうはかい ふんそう さまざま ちきゅう きぼ もんだい はつせい もんだい わたし く
環境破壊、紛争など様々な地球規模の問題が発生しており、それらの問題は私たちの暮
らしかた ふか かが わたし き ひび せいかつ なか もんだい かいけつ
らし方と深く関わっている。私たちはこのことに気づき、日々の生活の中で、問題の解決
む こうどう ひつよう
に向けて「行動する」必要がある。

とも い こうせい しゃかい かいはつきょういく ちきゅうしみんきょういく ひとびと いしき
共に生きる公正な社会づくりをめざす「開発教育」（地球市民教育）は、人々の意識
か こうどう おお えいきょうりよく とも たぶんかきょうせいしゃかい じつげん
を変え、行動につなげる大きな影響力をもっていると共に、多文化共生社会の実現にも
ゆうこう きょういくげんば すこ ひる
有効である。教育現場などで少しずつ広まりつつあるが、まだ、ほんの一部の人々にし
にんち
が認知されていない。

しょう ちゅう こうとうがっこう そうごうてき がくしゅう じかん もう いっかん こくさいりかい
小・中・高等学校では「総合的な学習の時間」が設けられ、その一環として国際理解
きょういく じっし えいご つか とり ちが いこくじん
教育が実施されているが、「英語を使えばいい」と取り違えられていたり、外国人をゲス
トに呼んで3 F（Food、Fashion、Festival）の紹介に終わっている事例が多い。

かいはつきょういく ちきゅうしみんきょういく せいか たいげん いちぶ きょういん がっこうない ちいき ひろ
開発教育（地球市民教育）の成果を体験した一部の教員が、学校内や地域に広めよう
ふんとう りかい え むずか
と奮闘しているが、理解を得るのが難しい。

ざい かながわけん こくさいこうりゅうきょうかい たぶんかきょうせい こくさいりかいきょういく けんしゅうかい ひんぱん かいさい
(財)神奈川県国際交流協会なども、多文化共生、国際理解教育の研修会を頻繁に開催
かいはつきょういく ちきゅうしみんきょういく ふきゅう どりよく きょういくかんけいしゃ ま こ
し、開発教育（地球市民教育）の普及に努力しているが、すべての教育関係者を巻き込
むことは物理的に無理である。

いっぽう けんない たすう かいがいきょうりよく しえんち もんだい かいけつ む とりく
一方、県内に多数ある海外協力NGOは、支援地における問題の解決に向けた取り組み
つう おお げんちじょうほう はあく もんだい かいけつ ほうほう し しえん
を通じて多くの現地情報を把握しており、問題解決の方法を知っている。そして、支援
かつどう つう ちくせき かいはつきょういく ちきゅうしみんきょういく がっこう ちいき つた ちきゅう
活動を通じて蓄積した開発教育（地球市民教育）のノウハウを学校や地域に伝え、地球
しみん いくせい こうけん のぞ
市民の育成に貢献することを望んでいる。

じっし
実施イメージ

けんりつそうごうきょういく けんしゅうじぎょう なか かいはつきょういく ちきゅうしみんきょういく わく もう
県立総合教育センターの研修事業の中に開発教育（地球市民教育）の枠を設け、
かぎ おお きょういん けんしゅう う
できる限り多くの教員がこの研修を受けるようにする。

けんしゅう こうし まね きょうどう つく おこな
研修の講師としてNGOを招いたり、NGOと協働してカリキュラム作りを行った
けんない けんない かつよう ちきゅうしみん いくせい はか
りするなど、県内のNGOをリソースとして活用し、地球市民の育成を図る。

がっこう だけでなく しちょうそん じちたい しゅざい しょういがくしゅう こ む
学校だけでなく、市町村など自治体が主催する生涯学習のプログラムや子ども向け
のイベント等に開発教育（地球市民教育）を盛り込み、いっぽうしみん みらい にな こ
のイベント等に開発教育（地球市民教育）を盛り込み、一般市民や未来を担う子ども
たちの間にも地球市民としての意識を広める。

差別のない社会の実現をめざして

< 提言の趣旨 >

2003年12月31日時点の神奈川県内の外国人登録者数は149,012人、国籍数は159か国に上り、2004年1月1日現在の県内の人口が8,697,720人であることから、県民の58人に1人が外国籍県民となっています。

1975年12月31日時点の外国人登録者数は41,266人、国籍数は85か国であり、2003年12月31日時点では外国人登録者数は約3.6倍、国籍数は約1.9倍にもなっています。

このような多民族・多文化社会にあって、平和・共生社会を構築するためには、なによりもお互いの文化・言語などの独自性を尊重し、人間としての個性を認め合うことが大切です。

また、外国籍県民の数がこのように増えたといっても、日本人に対してはマイノリティの立場でしかなく、その声は私たちにはほとんど届いていないとの認識をもつことが大切です。

我が国では、コリアン民族やアイヌ民族に対する同化政策を行ってきた過去があります。

今日でも、言語、宗教、習慣等への理解不足から外国籍県民への偏見や差別意識により、様々な人権問題が生じています。

このような現状にあって、平和・共生社会の構築のために差別のない社会の実現をめざすべきとの考えのもとで、次のような提言をまとめました。

外国籍県民が地域社会の一員として自立し、安心して生活を営むためには、日本語の習得が不可欠ですが、現状ではそのような機会が不足しています。そのため、地域で生活をする上で必要な日本語を総合的・体系的に学べるような、日本語教育の機会の保障を提言としました。(提言4)

神奈川県内の外国籍県民が毎年増加傾向にあり、地域社会の構成員としての役割も大きくなっています。こうした状況のもと、外国籍県民への地方参政権の付与に向けた検討が国で早期に進められるよう、神奈川県内においても幅広く議論の場を設定することを提言としました。(提言5)

いろいろな民族、そして様々な文化が平和に共生する社会を実現していくためには、外国人に対する差別の問題を解決していくことが必要です。そのため、「人種平等委員会」を設置し、差別の解消に向けて取り組むことを提言としました。(提言6)

がいこくせきけんみん たい にほんごきょういく
外国籍県民に対する日本語教育について

ていげん にほんご よ か ふく そうごうてき たいけいてき にほんごきょういく きかい ほしやう
提言 4 日本語の読み・書きを含めた総合的・体系的な日本語教育の機会を保障すること。

りゆう はいけい
<理由・背景>

がいこくせきけんみん ちいき じりつ せいかつ ちいきじゆうみん しゃかいさんか
外国籍県民が地域で自立して生活ができるよう、また地域住民として社会参加ができるようになるためには日本語の習得が不可欠である。

がいこくせきけんみん ひつよう なもの、ちいきしゃかい し てきあう そうごうてき
外国籍県民にとって必要なものは、地域社会の仕組みを知り、適応するための総合的・体系的な日本語教育であると考え。

ぐたいてき おも しょくば しごと うえ にほんごりよく ぎやうせいまどぐち がっこう びやういんまどぐち
具体的には、主に職場での仕事をする上での日本語力、行政窓口や学校・病院窓口などでの聴解力・会話力、書類手続きの際の読解・表記力などである。

○ かながわけんない おお にほんごきょうしつ おお しゅう かいにじかん
神奈川県内には多くのボランティアの日本語教室があるが、その多くが週1回2時間で主に初級会話を中心とする教室である、また、日本語学校は、大学・専門学校進学者を対象とした日本語教育である。つまり、全くの初心者を対象とした、地域で生活をする上で必要な日本語を総合的・体系的に学べる場所はほとんどない。

がいこくせきじどう せいと ちいき がっこう にゅうがくご にほんご じゆぎやう よぎ
○ 外国籍児童・生徒は地域の学校に入学後、いきなり日本語での授業を余儀なくされ、勉強についていくことができない子どもも多い。読み・書きを含めた学習言語としての日本語を学ぶ機会がないために、教科書や授業で使われる日本語の意味が理解できないためである。

○ にほんご じゆうぶん りかい がいこくせきけんみん つうやく ほんやく がいこくせきけんみん
また、日本語が十分に理解できない外国籍県民のための通訳・翻訳は、外国籍県民の増加に伴い、日々の生活の中で必要とされているが、通訳・翻訳ができる人材が数少ないのが現状である。

○ こ おとな がいこくせきけんみん あんしん ちいき せいかつ
これらのことから、子どもから大人まで外国籍県民が安心して地域で生活するためには、日本語教育の機会の保障が重要であると考え。

じっし
実施イメージ

にほんご まった がいこくせきけんみん ぎやうせい にほんごきょういく せんもんか
日本語が全くできない外国籍県民のために、NGO・行政・日本語教育の専門家が連携して、四技能（読む・書く・聞く・話す）を含めた短期集中型の日本語教育を、無料または対象者の負担を少なくして実施する。

しょうがっこう ちゅうがっこう こうこう かよ がいこくせきじどう せいと かくがっこう じゆぎやう なか にほんごきょう
小学校・中学校・高校に通う外国籍児童・生徒が、各学校の授業の中で、日本語教育の専門家から学習言語としての日本語を修得できる機会をつくる。

にほんご じゆうぶん りかい がいこくせきけんみん ひび せいかつ なか ひつよう
日本語が十分に理解できない外国籍県民が日々の生活の中で必要とするレベルの通訳・翻訳を行う外国籍県民に対して、日本語研修を実施する。

がいこくせきけんみん ちほうさんせいけん
外国籍県民の地方参政権について

ていげん がいこくせきけんみん ちほうさんせいけん ふよむ けんとう くに そうき すす
提言 5 外国籍県民への地方参政権の付与に向けた検討が、国で早期に進められるように
ぎろん ば おお せってい
議論の場を多く設定すること。

りゆう はいけい
< 理由・背景 >

それぞれの国に歴史があるように、一人ひとりの人生にも歴史、物語がある。また、
そのこと自体が尊重される時代へと変化している。どこでどのように暮らすかを選択し、
ルールを守っている人々に、本来当然あるべき権利の範疇として、一定の条件付きで
ちほうさんせいけん ふよむ かんが
地方参政権が付与されるべきであると考え。

かながわけんない じんこうひ にんひとり わりあい がいこくせきけんみん せいかつ へいせい
神奈川県内には、人口比58人に1人の割合で外国籍県民が生活している（2003（平成
15）年12月末日時点）。このように国際化が進む中、地域社会の構成員として納税等、
にほんじん どうよう ぎむ は ちほうさんせいけん ゆう おお
日本人と同様の義務を果たしているにもかかわらず、地方参政権を有しないことは、大
きくバランスを欠いていると考え。

また、県からも、地方参政権や民生委員など外国籍県民に対して法律的に地域参加の
みち と せいど かいぜん けんとう おこな まいとしくに ようぼうしょ ていしゆつ
道が閉ざされている制度についての改善の検討を行うよう、毎年国へ要望書が提出され
ている。

がいこくせきけんみん ちほうさんせいけん ふよむ かん とうじしや がいこくせきけんみん あいだ さんび
外国籍県民への地方参政権の付与に関して、当事者である外国籍県民の間でも賛否
りょうろん げんじょう ふ けんみん きょうつうにんしき じょうせい けん きょうさい
両論がある現状を踏まえ、県民の共通認識を醸成するため、県とNGOの共催による
フォーラム等を開催するなど、議論の場を多く設定する必要がある。

じっし
実施イメージ

けん きょうさい がいこくせきけんみん ちほうさんせいけん かんが じっし
県とNGOの共催で「外国籍県民への地方参政権を考えるフォーラム」を実施する。
こくさいもんだい む あ けんか だいがく およ しみんだんたい
国際問題に向き合う県下の大学、及び市民団体にNGOかながわ国際協力会議第3
きさいしゅうほうこく そうふ けんとう いらい
期最終報告を送付、検討を依頼する。

じんしゅびょうどういんかい かしょう せっち
人種平等委員会（仮称）の設置について

ていげん た みんぞく た ぶん かきょうせいしゃかい じつげん もっと おお へいがい がいこくじん
提言 6 多民族・多文化共生社会の実現をめざし、最も大きな弊害となっている外国人
たい さべつ はいたせい じんしゅびょうどういんかい かしょう せっち
に対する差別・排他性をなくしていくために、「人種平等委員会」（仮称）を設置
すること。

りゆう はいけい
<理由・背景>

にほんこくない かながわけん しゅうしょくかつどう じゅうきよさが がいこくじん
日本国内において、また、神奈川県において、就職活動や住居探しのなかで、外国人
たい さべつ いぜん せんざい がいこくせきけんみん かいぎ だい き およ だい き さいしゅうほう
に対する差別は依然として存在し、外国籍県民かながわ会議の第1期及び第2期最終報
こく さいべつ もんだい と あ
告においても、差別の問題が取り上げられている。

がいこくじんろうどうしゃ しえん と く ろうどうくみあい かくちいき かつどう
外国人労働者の支援に取り組むNGOや労働組合などは、各地域でそれぞれの活動を
つづ とく さいきん がいこくじんろうどうしゃ たい にほん はいたてきふうちょう たか けねん
続けているが、特に、最近の外国人労働者に対する日本の排他的風潮の高まりへの懸念
きょうつうにしき も
を共通認識として持っている。

がいこくじん さべつ じんしゅ さべつ げんじょう だ は かながわけん
このような外国人差別すなわち人種差別の現状を打破するために、神奈川県における
じんしゅびょうどういんかい せっち ていあん
人種平等委員会の設置を提案するものである。

じっし
実施イメージ

じんしゅびょうどういんかい かしょう
人種平等委員会（仮称）

じんしゅびょうどういんかい い か いんかい じんしゅ さべつ ひがいしゃ きゅうさい さべつ
人種平等委員会（以下「委員会」という。）は、人種差別による被害者を救済し、差別
をなくすための重要事項を調査審議し、県知事に政策提言を行う権限を持つ。

いいんかい じんしゅ さべつ もんだい かん がくしきけいけんしゃ べんごし がいこくじん じんけん しえん
委員会は、人種差別問題に関する学識経験者、弁護士、外国人の人権支援NGO、
ながねん さべつ もんだい とく しょだんたい かんけいしゃ およ がいこくせきけんみん そしき かな
長年にわたり差別問題に取り組んできた諸団体関係者及び外国籍県民で組織し、神奈
がわけん ちじ いしよく
川県知事から委嘱されたものとする。

ひがいしゃ きゅうさい いんかい こうきょうだんたい じぎょうしょおよ こうむいん けんみん たい
被害者を救済するために、委員会は、公共団体、事業所及び公務員、県民に対する
ひつよう ぜせい そち ちじ もと
必要なのは正措置を知事に求める。

じんしゅ さべつ ひがい う ものまた じじつ し もの いんかい うった
人種差別の被害を受けた者又はその事実を知った者は、委員会に訴えることができ
る。

いいんかい ひがいしゃ きゅうさい こうへい こうせい しんぎ おこな きかん
委員会は、被害者救済のための公平・公正な審議を行う機関とする。

じんしゅびょうどういんかい うんえい にほん こうりょく ゆう じんしゅ さべつ てっばいじょうやく
* 人種平等委員会の運営にあたっては、日本において効力を有する人種差別撤廃条約
た じんけん かん こくさいじょうやく こくさいてき みと かいしゃくおよ てきょう そんちょう
その他の人権に関する国際条約について、国際的に認められた解釈及び適用を尊重す
るものとする。

NGO活動の基盤整備の強化

< 提言の趣旨 >

県の国際協力施策をより実効性あるものにするには、NGOと県の協働が不可欠です。また、県民の身近なところで活動するNGOの存在は、地域の国際化及び県民の地球市民としての意識醸成にとって極めて有効であることは明らかです。しかし、県内NGOを見た時、私たちはその期待に応えられるだけの活動基盤をもつ団体が極めて少ない実情に気づかされます。多くのNGOは経済的に脆弱であり、活動拠点となる事務所がなかったり専従職員を雇用できないという悩みを抱えています。

この問題を解決する必要性は第1期ですでに議論され、第2期では、「NGO活動の基盤整備について」という項目に含まれました。

今期も引き続きこのNGO活動の基盤整備のために、特に県の財政負担を増やさない方法で何ができるか議論を重ねました。その結果、県の直接支援より、県民、企業、団体、市町村などの支援・協力が可能になる県の側面支援を提言としました。また、第2期の「NGO活動の基盤整備」に「強化」を加えて、確実に基盤整備につながる具体的提言をめざしました。

NGOが活動拠点をもち、また、より多くの県民、県内企業、関係団体がNGOの活動に関わるための県の具体的施策が、「NGO活動の基盤整備の強化」に有効かつ急務と考えて、次のような提言をまとめました。

財政的基盤が弱い多くのNGOにとって、活動拠点としての事務所の確保は非常に大きな問題であり、事務所がないために活動に支障をきたしている場合が多く見られます。そのため、既存施設の機能改善等によって、NGOが事務所として使えるようなスペースを確保することを提言としました。（提言7）

現在、県内における国際貢献への関心が高まりを見せていますが、そうした関心が県内NGOの活動に効果的に結び付いていない場合も数多く見られます。そのため、県とNGOとが連携して、県民や県内企業・関係団体と、県内のNGOとを効果的に結びつけるシステムを構築することを提言としました。（提言8）

NGOの活動拠点について

提言7 より多くのNGOが、県民に身近なところで継続的に活動ができるように、既存施設の機能を改善するとともに、増設を県が側面支援すること。

<理由・背景>

「かながわ県民活動サポートセンター」などNGOの活動拠点整備に関するこれまでの県の取り組みは、県内NGOの活動を支え、活動の促進に大いに寄与している。

しかし、多くのNGOにとって、事務所の確保は財政的に依然として困難であり、個人宅を事務所として活動している状況である。

また、県及び市町村の市民活動を支える施設の多くは、会議室やフリースペースを設けていて、学習会・打ち合わせ、簡単な作業などに対する便宜を図っているが、NGOが事務所として使用できるような、小規模な個別スペースを設置しているところはほとんどない。

そのため、既存施設の間取りを一部変更して、各NGOが事務所として使用できるような、小規模に区切られたスペースを提供するようにすれば、財政的な理由から独立した事務所を持つことができないNGOも活動拠点を確保でき、活動が一層充実する。

さらに、施設を訪れる県民も気軽に事務所スペースに立ち寄って、NGOの日常の活動に直接ふれることができるようになり、それによって各地域のNGO活動に多くの県民の関心や参加が得られ、県内NGOのさらなる発展につながる。

実施イメージ

県施設の整備・開設にあたって、個別スペース設置などNGOの活動拠点の整備強化に配慮するとともに、県下各自治体に対してもNGOが地域内に活動拠点を持てるように、市民活動支援（サポート）センターなどの施設拡充について働きかける。

低料金または無償でNGOに事務所スペースを提供できる民間、公共の遊休施設についての情報を県が収集・提供し、事務所スペースを必要としているNGOの個々の努力をサポートする。

けんみん けんないきぎょう かんけいだんたい むす
県民・県内企業・関係団体とNGOを結びつけるシステムについて

ていげん こくさいこうけん かんしん けんみん けんないきぎょう かんけいだんたい けんない かつどう ここの
提言 8 国際貢献に関心がある県民や県内企業・関係団体が、県内で活動する個々の
NGOに対して、資金支援や活動への参加ができるように、県はその公共性と広報
りょく い りょうしゃ むす そうしゅつ
力などを生かして、両者を結びつけるシステムをNGOとともに創出すること。

りゆう はいけい
<理由・背景>

こんにち けんみん けんないきぎょう かんけいだんたい なか こくさいこうけん たい かんしん たか み
今日、県民や県内企業・関係団体の中で、国際貢献に対する関心が高まりを見せてい
るが、県内で活動するNGOとの連携はほとんどとれていない。

けんみんとう しきん しえん おお せきじゅうじ こくさいきかん とお
県民等からの資金支援の多くが、ユニセフや赤十字などの国際機関や、マスコミを通
して紹介される有名大規模NGOへの寄附などとなっている。

いっぽう けんない じみち かつどう けいぞく じっせき かつどうきばん
一方、県内NGOは、地道な活動を継続して実績をあげているものの、その活動基盤
せいび かくじゅう かつどう はってん うえ ひつよう ざいげん じんざいかくほ かん つね きび
を整備・拡充し、活動を発展させる上で必要とする財源や人材確保に関して、常に厳し
い状況に直面している。

かつどうげんば できかく こた しえんしゃ いし はんえい けんない
活動現場のニーズに的確に答え、支援者の意思を反映させることができる県内NGO
の活動を、県民や県内企業・関係団体が財政面や人的に支えることは、神奈川県という
ちいき しゅたい とく こくさいきょうりょく じゅうよう ようそ
地域が主体となって取り組む国際協力の重要な要素である。

じっし
実施イメージ

けん けんない ゆうし こんき こくさいきょうりょくかいぎ いいん
県は、県内NGO有志グループ（今期「NGOかながわ国際協力会議」委員など）
よ けん にん ほっそく きたい じしゅ がんり そしき けんみん れんけいすい
を呼びかけ人としてその発足が期待されるNGO自主管理組織「県民・NGO連携推
しん いんかい かしょう きょうりょく こうほうばいたい つう こくさいこうけん かんしん
進委員会（仮称）」に協力して、フォーラムや広報媒体を通じて、国際貢献に関心
けんみん けんないきぎょう かんけいだんたい であ ば しゅだん そうしゅつ つと
ある県民や県内企業・関係団体と、NGOが出会える場、手段の創出に努める。

2 提言以外に協議された事項

今期の会議で、提言以外に協議をした主な事項は次のとおりである。

これまでの提言の進捗状況について

人種差別撤廃条例の制定について

難民定住者のことを広く一般に知らせる場の設置について

NGO かながわ国際協力会議のPRについて

NPOの活動を保障するための保険制度について

NGO 同士が協力して活動資金を獲得する方法について

NGO に寄附をした場合の、税の優遇措置の充実について

NGO の行う国際協力活動のための、望ましい助成金のあり方について

海外現地NGO組織の運営基盤の強化、海外現地NGOとのコミュニケーションの確保について

子育てが一段落した外国籍の親で、母国との国際交流に取り組む熱意がある人々の活用について

企業で海外勤務経験のある語学堪能な人で、退職後外国人に日本語を教える熱意のある人々の活用について

NGO 活動への企業の貢献を、企業にとっての直接的なメリットにつなげる方法について

より効果的な海外協力活動のための、NGO 活動の成功及び失敗事例の整理・分析について

行政の外国人相談窓口において、地域の行事のお知らせを翻訳するサービスについて

研修員・留学生のための里親制度について

3 会議・活動状況

<第1回会議>

日時：2002年11月23日(土) 15:30～17:00

場所：地球市民かながわプラザ ワークショップルーム

内容：委嘱式、会議の目的・運営方法、正副委員長の選任、今後の会議日程

<第2回会議>

日時：2002年12月14日(土) 15:30～18:20

場所：地球市民かながわプラザ ワークショップルーム

内容：第1期提言にかかる施策化検討状況、今後協議すべきテーマ、部会の設置、
ニュースレターの発行

<第3回会議>

日時：2003年2月15日(土) 15:30～18:20

場所：地球市民かながわプラザ ワークショップルーム

内容：協議テーマ、今後の会議の進め方の検討、部会の設置

<第4回会議>

日時：2003年3月8日(土) 15:30～18:20

場所：地球市民かながわプラザ ワークショップルーム

内容：NPOの定義、県のNPO支援・協働施策

<第5回会議>

日時：2003年4月19日(土) 15:30～19:20

場所：地球市民かながわプラザ ワークショップルーム

内容：国際協力に関する現状把握

<第6回会議>

日時：2003年5月24日(土) 15:30～18:30

場所：地球市民かながわプラザ 研修室A

内容：神奈川県の人権施策、外国籍県民からの意見聴取、条例

<第7回会議>

日時：2003年7月12日(土) 16:00～18:30

場所：地球市民かながわプラザ 中会議室

内容：提言作成に向けての会議の進め方・スケジュール、テーマ別協議事項

だい かいよ び かいぎ
< 第1回予備会議 >

にちじ ねん がつ にち ど
日時：2003年8月30日(土) 14:00～17:00

ばしょ けんみん とくべつ かいぎしつ
場所：かながわ県民センター 特別会議室

ないよう りょうぶ かい しよぞく いいん けつてい りょうぶ かい ちよう せんしゆつ
内容：両部会の所属委員の決定、両部会長の選出

だい かい かいぎ
< 第8回会議 >

にちじ ねん がつ にち ど
日時：2003年9月13日(土) 15:30～18:30

ばしょ ちきゅうし けんみん かながわ プラザ ワークショップ ルーム、ちゆう かいぎ しつ
場所：地球市民かながわプラザ ワークショップルーム、中会議室

ないよう じちたい こくさいきょうりょく がいこくせきじゅうみん ちほうさんせいけん こくないがい じちたい かん れんけい じんしゅ
内容：自治体の国際協力、外国籍住民の地方参政権、国内外の自治体間の連携、人種差別の撤廃

だい かい かいぎ
< 第9回会議 >

にちじ ねん がつ にち ど
日時：2003年11月29日(土) 15:30～18:30

ばしょ ちきゅうし けんみん かながわ プラザ 大会議室、ワークショップ ルーム、ちゆう かいぎ しつ
場所：地球市民かながわプラザ 大会議室、ワークショップルーム、中会議室

ないよう がいこくせきけんみん かいぎ ごうどう かいぎ けん こくさいきょうりょく ていじゅうがいこくじん ちほう
内容：外国籍県民かながわ会議との合同会議、県の国際協力、定住外国人の地方参政権、日本語教育機会の保障、人種差別撤廃条例の制定

だい かい かいぎ
< 第10回会議 >

にちじ ねん がつ にち ど
日時：2003年12月13日(土) 15:30～19:10

ばしょ ちきゅうし けんみん かながわ プラザ ワークショップ ルーム、ちゆう かいぎ しつ
場所：地球市民かながわプラザ ワークショップルーム、中会議室

ないよう かんけいしゃ いけん ちようしゅ ていげん こっしあん けんどう
内容：NGO関係者からの意見聴取、提言骨子案の検討

だい かいよ び かいぎ
< 第2回予備会議 >

にちじ ねん がつ にち ど
日時：2004年1月17日(土) 14:00～17:00

ばしょ けんみん とくべつ かいぎしつ
場所：かながわ県民センター 特別会議室

ないよう こうちようかい にってい ていげん こっしあん けんどう
内容：公聴会の日程、提言骨子案の検討

だい かい かいぎ
< 第11回会議 >

にちじ ねん がつ な の か ど
日時：2004年2月7日(土) 15:30～18:30

ばしょ ちきゅうし けんみん かながわ プラザ 中会議室
場所：地球市民かながわプラザ 中会議室

ないよう こうちようかい ていげん こっしあん けんどう
内容：公聴会、提言骨子案の検討

だい かい かいぎ
< 第12回会議 >

にちじ ねん がつ にち ど
日時：2004年3月13日(土) 15:30～18:30

ばしょ ちきゅうし けんみん かながわ プラザ 中会議室
場所：地球市民かながわプラザ 中会議室

ないよう ていげん こっしあん けんどう
内容：提言骨子案の検討

だい かい よ び かいぎ
< 第3回予備会議 >

にちじ ねん がつ にじゅうよっか ど
日時：2004年4月24日(土) 14:00～17:00

ばしょ ちきゅうしみん
場所：地球市民かながわプラザ ワークショップルーム

ないよう こうちょうかい ていげん こっしあん けんとう
内容：公聴会、提言骨子案の検討

だい かい こうちょうかい
< 第13回・公聴会 >

にちじ ねん がつ にち にち
日時：2004年5月30日(日) 13:30～16:00

ばしょ ちきゅうしみん だいかいぎしつ
場所：地球市民かながわプラザ 大会議室

ないよう ていげん こっしあん せつめい さんかしゃ いけんこうかん
内容：提言骨子案について説明し、参加者と意見交換

だい かい かいぎ
< 第14回会議 >

にちじ ねん がつ にち ど
日時：2004年6月26日(土) 15:30～18:30

ばしょ ちきゅうしみん
場所：地球市民かながわプラザ ワークショップルーム

ないよう こうちょうかい けつ かほうこく さいしゅうほうこくあん けんとう
内容：公聴会の結果報告、最終報告案の検討

だい かい かいぎ
< 第15回会議 >

にちじ ねん がつ にち ど
日時：2004年7月17日(土) 15:30～18:30

ばしょ ちきゅうしみん
場所：地球市民かながわプラザ ワークショップルーム

ないよう さいしゅうほうこくあん けんとう
内容：最終報告案の検討

だい かい よ び かいぎ
< 第4回予備会議 >

にちじ ねん がつ にち か
日時：2004年8月17日(火) 13:00～16:00

ばしょ けんみん とくべつかいぎしつ
場所：かながわ県民センター 特別会議室

ないよう さいしゅうほうこくあん けんとう
内容：最終報告案の検討

だい かい かいぎ
< 第16回会議 >

にちじ ねん がつ にち ど
日時：2004年9月18日(土) 15:30～20:00

ばしょ ちきゅうしみん
場所：地球市民かながわプラザ ワークショップルーム

ないよう さいしゅうほうこく と
内容：最終報告の取りまとめ

4 参考資料

(1) 用語解説

ア【自治体の国際協力】

近年国際協力の担い手として自治体が注目されている。貧困撲滅がテーマで開催された「国連社会開発サミット」(1995コペンハーゲン)の宣言では自治体の国際協力に対する期待が表明された。またこのサミットに向けては自治体側も国際地方自治体連合(IULA)が、「地域自治体が社会発展を促進し地元住民を動かし、貧困と闘い、社会統合をはかる上で中心的統合者、リーダー、仲介者である」と宣言して、地域主体型開発協力(CDI = Community-based Development Initiatives)の重要性を自らアピールした。

日本国内でも1995年(平成7年)「自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針について」と題する自治省の通知が全国の都道府県、指定都市に示され、「交流から協力へ」がキーワードとなって自治体の国際協力が推進されるようになった。また2003年(平成15年)に改訂されたODA大綱には「国内のNGO、大学、地方公共団体、経済団体、労働団体などの関係者がODAに参加し、その技術や知見をいかすことができるよう連携を強化する」と明記され、ODAのパートナーとしての視点からも自治体の国際協力が重要であることが明確になった。今ではNGOや多くの住民も以下の理由から自治体が国際協力をを行うことの必然性、意義を認識している。

- ・ あらゆる分野のグローバル化、国際社会における相互依存関係の深化、外国籍県民の増加など地域社会と国際社会との距離が縮まり、途上国の貧困問題も住民の身近な関心事になった。
- ・ 途上国の貧困や環境破壊などを引き起こす原因のひとつが日本に暮らす自分たちの生き方暮らし方に関係があることを住民自身が認識するようになり、解決のためには地域からの国際協力も必要と考えるようになった。
- ・ 自治体や住民は、自治体もつ食、住、安全な水、保健・衛生・医療、教育などに関するノウハウは、途上国の人々が必要とする社会開発、BHN(Basic Human Needs = 生きるための基本的な要求)の充足を実現するものであることを認識している。
- ・ 人や文化、知恵、技術などの地域資源の活用は、援助する側の地域活性化につながることに気がついた。

地域社会の経営の主体である自治体が国際協力に取り組むことに対する人々の理解は必ずしも十分とはいえない。自治体はNGOとの協働で開発教育を実施して、住民のさらなる理解と参加・協力を得る努力をする必要がある。

イ【協働とは】

「きょうどう」には同じように「二者以上が行動をともにする」という意味で「共同」、「協同」、「協働」があるが、そのなかで「協働(協力して働くこと)」(『広辞苑』)はもっとも新しい概念であるといえる。この概念が多用されるようになったのは人々が多様な生き方を尊重

するようになった1990年代に入ってからのものである。税金による行政のサービスは、当然のことながら公平性、コスト面などが優先され、個々のニーズにきめこまかく対応することはできない。そこで人々はサービスの受け手にもなり、サービスの提供者にもなるために自ら責任を果たすことを考え、共通の利益、関心事、問題に対して自発的に組織を作ってNPOとして活動するようになった。

NPOは、福祉、環境(国際・地域)、町づくり、文化、教育、スポーツ、人権、国際協力などさまざまな分野で実績をあげ、市民のニーズに対応できることを証明してきた。NPOはいまや組織としてそれを一過性のものとせず、社会的主体であることに責任を持ち、行政や企業と並ぶ社会セクターのひとつとなっている。

行政とNPOの市民へのサービスはどちらかが不要というのではない。人々はより適切で、より効率的、効果的な課題解決のために両者がそれぞれの異なる特性を生かして対応してくれることを望む。この最善・最良の対応、課題の解決をめざして政府や自治体がNPOとともに対等な立場で協力して働くことが「協働」である。『NPO基礎講座』(山岡義典 編著 ぎょうせい 1997)の定義による協働の条件は「相互自立」...お互いに自立した存在であるとの認識、「対等関係」...力量や資源の差異を超えた対等な関係、「役割分担」...一方的な押し付けでなく十分な話し合いによる合意の上での役割分担である。人々が望む市民主権の確立した社会、市民の主体性が優先される社会において、政府機関や自治体とNPOとの協働は必要不可欠な要素となってきた。1990年代半ば頃から全国の自治体で「行政とNPOとの協働」は優先課題となり、特に福祉の分野での取り組みを中心として協働事例が増えている。

ウ【ミレニアム開発目標(MDGs)】

2000年9月の国連ミレニアム・サミットで採択された国連ミレニアム宣言と、1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめられたものがミレニアム開発目標(Millennium Development Goals :MDGs)である。

これは、先進国と途上国双方を含む世界中の指導者が、人間開発(human development)を推進する上で最も国際社会の支援を必要とする喫緊の課題に対して、2015年という達成期限と具体的な数値目標を定めて実現を公約したものであり、国際社会がとるべき行動の指針として、次のとおり8つの目標が掲げられている。

極度の貧困と飢餓の撲滅

- ・2015年までに1日1ドル未満で暮らす人口比率を半減させる。
- ・2015年までに飢餓に苦しむ人口の割合を半減させる。

普遍的初等教育の達成

- ・2015年までに、全ての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする。

ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上

- ・初等・中等教育における男女格差の解消を2005年までには達成し、2015年までに全ての教育レベルにおける男女格差を解消する。

ようじしぼうりつ さくげん 幼児死亡率の削減

- 2015年までに5歳未満児の死亡率を3分の2減少させる。

にんざんぶ けんこう かいぜん 妊産婦の健康の改善

- 2015年までに妊産婦の死亡率を4分の3減少させる。

HIV / エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止

- HIV / エイズの蔓延を2015年までに阻止し、その後減少させる。
- マラリア及びその他の主要な疾病の発生を2015年までに阻止し、その後発生率を下げる。

かんきょう じぞくかのうせい かくほ 環境の持続可能性の確保

- 持続可能な開発の原則を各国の政策や戦略に反映させ、環境資源の喪失を阻止し、回復を図る。

- 2015年までに、安全な飲料水を継続的に利用できない人々の割合を半減する。

- 2020年までに、最低1億人のスラム居住者の生活を大幅に改善する。

かいほう たいのグローバル・パートナーシップの推進

- 開放的で、ルールに基づいた、予測可能でかつ差別のない貿易及び金融システムのさらなる構築を推進する。

- 最貧国の特別なニーズに取り組む。

- 内陸国及び小島嶼途上国の特別なニーズに取り組む。

- 国内及び国際的な措置を通じて、途上国の債務問題に包括的に取り組み、債務を長期的に持続可能なものとする。

- 途上国と協力し、適切で生産性のある仕事を若者に提供するための戦略を策定・実施する。

- 製薬会社と協力し、途上国において、人々が安価で必須医薬品を入手・利用できるようにする。

- 民間セクターと協力し、特に情報・通信分野の新技术による利益が得られるようにする。

こくさいりかいきょういく かいほうきょういく 【国際理解教育と開発教育】

国際理解教育と開発教育は成立の経緯や歴史が異なるものの、共に、人権、環境、平和、異文化理解、開発など地域や世界に共通する課題について、現状を知り、その解決に主体的に参加する人々を育てるためのものである。

しかし日本では、国際理解教育は外国語学習(=英語教育)、国際交流、異文化理解教育が中心であり、開発教育は貧困・南北問題、人権、環境、平和など人類共通の課題に取り組むためのものと認識され実施されている。

こくさいりかいきょういく (ア)【国際理解教育】

第2次世界大戦後、ユネスコが「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」(1974年11月19日 第18回ユネスコ総会採択)を出し、次の諸目的が、教育政策の主要な指導原則とみなされるべきであるとした。

- ・すべての段階及び形態の教育に国際的側面及び世界的視点をもたせること。
- ・すべての民族並びにその文化、文明、価値及び生活様式(国内の民族文化及び他国民の文化を含む。)に対する理解と尊重
- ・諸民族及び諸国民の間に世界的な相互依存関係が増大していることの認識
- ・他の人々と交信する能力
- ・権利を知るだけでなく、個人、社会的集団及び国家にはそれぞれ相互の間に権利のみならず負うべき義務もあることを認識すること。
- ・国際的な連帯及び協力の必要性についての理解
- ・個人がその属する社会、国家及び世界全体の諸問題の解決への参加を用意すること。

日本では「教育の国際化」として外国語学習(=英語教育)、国際交流、異文化理解教育が中心となった。

(イ)【開発教育】

開発教育とは、「私たちひとりひとりが、開発をめぐるさまざまな問題を理解し、望ましい開発のあり方を考え、共に生きることのできる公平な地域社会づくりに参加することをねらいとした教育活動」とされており、1960年代、南北問題への関心の高まりから、OXFAM、クリスチャンエイドなどイギリスの開発協力NGOが中心となって社会教育として推進した。内容は1960年代に「開発途上国への援助教育」、1970年代に「北の責任も考える南北問題教育」、1990年代以降に「地球社会全体の開発のあり方を考える教育」となった。

日本でも、NGO活動が盛んになるにつれ少しずつ取り込まれるようになったが、認知度はまだまだ低い。

オ【総合的な学習の時間】

1998(平成10)年の学習指導要領の改訂に伴い創設された。小学校3年から高等学校で実施。具体的な目標・内容の決定、実施形態は各学校の判断に委ねられている。

(学習指導要領総則より)

〔ねらい〕

- (1) 自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること
- (2) 学び方やものの考え方を身につけ、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること

〔三つの例示課題〕

- (1) 例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題
- (2) 児童・生徒の興味・関心に基づく課題
- (3) 地域や学校の特色に応じた課題

(2) 資料

神奈川県海外技術研修員受入事業の概要

1 事業の目的

地域からの国際貢献の一環として、開発途上国等から技術修得のための研修員を受け入れ、県内試験研究機関等で実務研修を実施することにより、その国の経済、社会及び文化の向上に人材育成の面から寄与する。

2 事業の概要

(1) 研修期間 7か月(日本語研修1か月、専門研修6か月)

(2) 専門研修機関 県内試験研究機関・指導機関、企業・団体等

3 事業の実績

(1) 受入国及び人数

昭和47年度開始以来、平成15年度まで32年間で47か国から515人を受入れ。その内訳は、アジア〔374(中国166)〕、中南米〔101〕、アフリカ〔32〕、大洋州〔8〕、となっている。

海外技術研修員受入数の推移(年度別)

地域	～62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
アジア等	72	6	5	6	6	2	9	7	14	13	12	10	10	8	10	9	9	208
中国	50	11	11	11	12	12	12	7	7	7	6	5	5	4	3	2	1	166
中南米	49	4	4	5	5	6	5	6	2	3	6	3	1	1		1		101
アフリカ	8	2	3	2	3	4	2	3	2	2		1						32
大洋州					1	3		2						1	1			8
合計	179	23	23	24	27	27	28	25	25	25	24	19	16	14	14	12	10	515

(2) 研修分野

当初は工業分野が中心であったが、最近では環境、保健衛生、教育文化分野が多い。

平成15年度までの実績は、農林水産(74)、工業(108)、土木建築(34)、保健衛生(103)、福祉(26)、教育文化(98)、環境(44)、その他(28)となっている。

研修分野の状況

年度	～62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
農林水産	20	6	4	2	4	5	5	3	5	4	2	4	5	2	1	2		74
工業	50	8	6	5	8	6	4	7	3	4	3	1	0	1	1	1		108
土木建築	10		2	1	1	2	1	3	1	1	3	1	0	2	2	2	2	34
保健衛生	25	3	4	6	3	4	4	3	6	6	4	6	5	6	8	5	5	103
福祉	7	1	1	1			2	1	1	2	4	2	3	1				26
教育文化	38	3	4	7	9	7	7	5	4	4	4	2	0	1	1	1	1	98
環境	12	2	1	1	2	1	3	3	3	3	3	2	3	1	1	1	2	44
その他	17		1	1		2	2		2	1	1	1	0					28
合計	179	23	23	24	27	27	28	25	25	25	24	19	16	14	14	12	10	515

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（抜粋）

（1965年12月第20回国連総会にて採択、日本は1995年12月に加入）

この条約の締約国は、国際連合憲章がすべての人間に固有の尊厳及び平等の原則に基礎を置いていること並びにすべての加盟国が、人種、性、言語又は宗教による差別のないすべての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守を助長し及び奨励するという国際連合の目的の一を達成するために、国際連合と協力して共同及び個別の行動をとることを誓約したことを考慮し、

世界人権宣言が、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人がいかなる差別をも、特に人種、皮膚の色又は国民的出身による差別を受けることなく同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることを考慮し、

すべての人間が法律の前に平等であり、いかなる差別に対しても、また、いかなる差別の扇動に対しても法律による平等の保護を受ける権利を有することを考慮し、

国際連合が植民地主義並びにこれに伴う隔離及び差別のあらゆる慣行（いかなる形態であるかいはかなる場所が存在するかを問わない。）を非難してきたこと並びに1960年12月14日の植民地及びその人民に対する独立の付与に関する宣言（国際連合総会決議第1514号（第15回会期））がこれらを速やかにかつ無条件に終了させる必要性を確認し及び厳粛に宣明したことを考慮し、

1963年11月20日のあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言（国際連合総会決議第1904号（第18回会期））が、あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し並びに人間の尊厳に対する理解及び尊重を確保する必要性を厳粛に確認していることを考慮し、

人種的相違に基づく優越性のいかなる理論も科学的に誤りであり、道徳的に非難されるべきであり及び社会的に不正かつ危険であること並びに理論上又は實際上、いかなる場所においても、人種差別を正当化することはできないことを確信し、

人種、皮膚の色又は種族的出身を理由とする人間の差別が諸国間の友好的かつ平和的な関係に対する障害となること並びに諸国民の間の平和及び安全並びに同一の国家内に共存している人々の調和をも害するおそれがあることを再確認し、

人種に基づく障壁の存在がいかなる人間社会の理想にも反することを確信し、

世界のいくつかの地域において人種差別が依然として存在していること及び人種的優越又は憎悪に基づく政府の政策（アパルトヘイト、隔離又は分離の政策等）がとられていることを危険な事態として受けとめ、

あらゆる形態及び表現による人種差別を速やかに撤廃するために必要なすべての措置をとること並びに人種間の理解を促進し、いかなる形態の人種隔離及び人種差別もない国際社会を建設するため、人種主義に基づく理論及び慣行を防止し並びにこれらと戦うことを決意し、

1958年に国際労働機関が採択した雇用及び職業についての差別に関する条約及び1960年に国際連合教育科学文化機関が採択した教育における差別の防止に関する条約に留意し、

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言に具現された原則を実現すること及びこのための実質的な措置を最も早い時期にとることを確保することを希望して、

次のとおり協定した。

第1部
第1条

- この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。
- この条約は、締約国が市民と市民でない者との間に設ける区別、排除、制限又は優先については、適用しない。
- この条約のいかなる規定も、国籍、市民権又は帰化に関する締約国の法規に何ら影響を及ぼすものと解してはならない。ただし、これらに関する法規は、いかなる特定の民族に対しても差別を設けていないことを条件とする。
- 人権及び基本的自由の平等な享有又は行使を確保するため、保護を必要としている特定の人種若しくは種族的集団又は個人の適切な進歩を確保することのみを目的として、必要に応じてとられる特別措置は、人種差別とみなさない。ただし、この特別措置は、その結果として、異なる人種の集団に対して別個の権利を維持することとなってはならず、また、その目的が達成された後は継続してはならない。

第2条

- 締約国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する。このため、
 - 各締約国は、個人、集団又は団体に対する人種差別の行為又は慣行に従事しないこと並びに国及び地方のすべての公の当局及び機関がこの義務に従って行動するよう確保することを約束する。
 - 各締約国は、いかなる個人又は団体による人種差別も後援せず、擁護せず又は支持しないことを約束する。

(c) 各締約国は、政府（国及び地方）の政策を再検討し及び人種差別を生じさせ又は永続化させる効果を有するいかなる法令も改正し、廃止し又は無効にするために効果的な措置をとる。

(d) 各締約国は、すべての適当な方法（状況により必要とされるときは、立法を含む。）により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる。

(e) 各締約国は、適当なときは、人種間の融和を目的とし、かつ、複数の人種で構成される団体及び運動を支援し並びに人種間の障壁を撤廃する他の方法を奨励すること並びに人種間の分断を強化するよういかなる動きも抑制することを約束する。

2 締約国は、状況により正当とされる場合には、特定の人種の集団又はこれに属する個人に対し人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有を保障するため、社会的、経済的、文化的その他の分野において、当該人種の集団又は個人の適切な発展及び保護を確保するための特別かつ具体的な措置をとる。この措置は、いかなる場合においても、その目的が達成された後、その結果として、異なる人種の集団に対して不平等な又は別個の権利を維持することとなってはならない。

第3条

締約国は、特に、人種隔離及びアパルトヘイトを非難し、また、自国の管轄の下にある領域におけるこの種のすべての慣行を防止し、禁止し及び根絶することを約束する。

第4条

締約国は、一の人種の優越性若しくは一の皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種の憎悪及び人種差別（形態のいかなるを問わない。）を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。このため、締約国は、世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って、特に次のことを行う。

(a) 人種の優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わずすべての暴力行為又はその行為の扇動及び人種主義に基づく活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること。

(b) 人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること。

(c) 国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと。

第5条

第2条に定める基本的義務に従い、締約国は、特に次の権利の享有に当たり、あらゆる形態の人種差別を禁止し及び撤廃すること並びに人種、皮膚の色又は民族的若しくは種族的出身による差別なしに、すべての者が法律の前に平等であるという権利を保障することを約束する。

(a) 裁判所その他のすべての裁判及び審判を行う機関の前での平等な取扱いについての権利

- (b) 暴力又は傷害（公務員によって加えられるものであるかいかなる個人、集団又は団体によって加えられるものであるかを問わない。）に対する身体の安全及び国家による保護についての権利
- (c) 政治的権利、特に普通かつ平等の選挙権に基づく選挙に投票及び立候補によって参加し、国政及びすべての段階における政治に参与し並びに公務に平等に携わる権利
- (d) 他の市民的権利、特に、
- (i) 国境内における移動及び居住の自由についての権利
 - (ii) いずれの国（自国を含む。）からも離れ及び自国に戻る権利
 - (iii) 国籍についての権利
 - (iv) 婚姻及び配偶者の選択についての権利
 - (v) 単独で及び他の者と共に共同して財産を所有する権利
 - (vi) 相続する権利
 - (vii) 思想、良心及び宗教の自由についての権利
 - (viii) 意見及び表現の自由についての権利
 - (ix) 平和的な集会及び結社の自由についての権利
- (e) 経済的、社会的及び文化的権利、特に、
- (i) 労働、職業の自由な選択、公正かつ良好な労働条件、失業に対する保護、同一の労働についての同一報酬及び公正かつ良好な報酬についての権利
 - (ii) 労働組合を結成し及びこれに加入する権利
 - (iii) 住居についての権利
 - (iv) 公衆の健康、医療、社会保障及び社会的サービスについての権利
 - (v) 教育及び訓練についての権利
 - (vi) 文化的な活動への平等な参加についての権利
- (f) 輸送機関、ホテル、飲食店、喫茶店、劇場、公園等一般公衆の使用を目的とするあらゆる場所又はサービスを利用する権利

第6条

締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する。

第7条

締約国は、人種差別につながる偏見と戦い、諸国民の間及び人種又は種族の集団の間の理解、寛容及び友好を促進し並びに国際連合憲章、世界人権宣言、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言及びこの条約の目的及び原則を普及させるため、特に教授、教育、文化及び情報の分野において、迅速かつ効果的な措置をとることを約束する。

(以下略)

かながわ人権施策推進指針(抜粋)(2003年6月策定)

人権問題の解決に向けては、この指針で示す基本理念にのっとり、各分野の個別法令や県の総合計画、個別計画等を踏まえて取り組みます。

個別の問題ごとにそれぞれの相談・支援体制を充実するとともに、関係機関、人権NGO等と協働して問題の解決に向けて取り組みます。

また、人権問題に適切に対応するために、職員の研修を行うとともに、人権NGOが行う人権ケースワーカーの育成を支援します。

こうした取組み等により、誰もが人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、差別されることなく、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立を支援し、「共に生き、支え合う地域社会づくり」を推進します。

なお、分野別施策の方向として、個別法令などにより人権への配慮が特に求められている「子ども、女性、障害者、高齢者、患者等、同和問題、外国籍県民、ホームレス、犯罪被害者等」の9つの分野を取りあげましたが、この他にも、特定の職業に従事する人、刑を終えて出所した人への偏見や差別意識、性的マイノリティ(同性愛者、性同一性障害の当事者や自己の性別に不快感を伴う人、インターセックス(先天的に身体上の性別が不明瞭であること)の人)、身体的特徴を理由とする偏見や差別意識があります。また、偏見や差別意識等が複合した深刻な人権問題をきたしているケースや、インターネットによる他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など人権にかかわる問題も発生しています。

これらの問題の解決に向けても関係機関、人権NGO等と協働して取り組みます。

子ども

子どもへの虐待が増加し、深刻な問題となっています。また、子どもたちの間のいじめも依然として後を絶たず、性非行や薬物乱用の問題も社会問題化しています。子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られるなかで成長していく環境づくりを推進します。

女性

近年、夫、パートナーからの暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力が顕在化し社会問題となっています。また、就業の場などでの差別的処遇等の問題も存在しています。

男女の人権が等しく尊重され、女性も男性も自らの選択によってあらゆる場において活躍でき、また、生き方を楽しめる、お互いが支え合い、利益も責任も分かち合える男女共同参画社会の実現をめざします。

障害者

障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁等のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加に支障をきたしている状況があります。障害のある人もない人もお互いに支え合い、共に生活し、活動できる社会の実現をめざします。

高齢者

高齢者への身体・精神面や財産面での権利侵害が生じています。高齢者が安心して、いきいきと暮らせる社会の実現をめざします。

患者等

病気についての知識の不足や誤解からエイズ患者・HIV感染者やハンセン病患者・元患者、難病患者などに偏見をもつ人がいます。

そうした偏見をなくすため、病気についての正しい知識の普及や患者等の立場に立って考える等の啓発を推進します。

同和問題

同和地区関係者への偏見や差別意識は、まだ払拭された状況にあるとはいえません。

外国籍県民

言語、宗教、習慣等への理解不足から外国籍県民への偏見や差別意識により、様々な人権問題が生じています。

一人ひとりが多様な文化や民族の違いを理解し、真の国際感覚を身につけることにより多文化共生社会の実現をめざします。

ホームレス

近年の経済、雇用環境の悪化等を背景に、駅周辺、公園、河川敷等でホームレスが全国的に増加しています。そうした状況の中で地域社会とのあつれきが生じるなど社会問題

となっています。また、ホームレスへの偏見や差別意識から暴行事件等が発生しています。

ホームレスの自立支援やホームレスの人権擁護のための啓発活動を推進します。

犯罪被害者等

犯罪に遭遇した被害者やその家族は、それまでの平穏な生活を破壊され、生命、身体、財産に対する侵害のほか精神面で日常生活に支障をきたしている例が少なくありません。

犯罪被害者等の精神的立ち直りを支援するとともに、犯罪被害者等への理解を深める啓発活動を推進します。

(以下略)

外国籍県民の人権を尊重する施策の推進に係る国への要望

(平成17年度 国への施策・制度・予算に関する提案・要望より)

外国籍県民の人権を尊重する施策の推進

提出先 内閣官房、総務省、法務省、財務省、
文部科学省、厚生労働省

【提案・要望項目】

県内の外国籍県民が増加し、その定住化が進む中で、外国籍県民の地域参加の促進及び暮らしやすい環境づくりを図り、外国籍県民とともに生きる地域社会づくりを進めるため、次の措置を講じられたい。

- 1 定住外国人の地方参政権や民生委員など、外国籍県民に対して法律的に地域参加の道が閉ざされている制度についての改善の検討を行うこと。
- 2 日本国籍を有する者との婚姻関係や特定専門分野での就労関係が一定期間を経過した外国籍県民には、円滑に永住資格を付与すること。
- 3 外国人登録証明書や再入国許可制度を廃止し、援護関係諸法における国籍条項の撤廃を行うこと。
- 4 外国籍県民に関する医療体制の整備を図るため、次の措置を講じること。
 - (1) 医療費負担能力に欠ける外国籍県民救済のための抜本的な制度を創設すること。
また、それまでの間、人道的立場から生活保護法による医療扶助の準用を認めること。
 - (2) 診療時における言語や生活習慣等による障害を解消するための通訳活用制度等を創設すること。
- 5 在日外国人に係る老齢基礎年金、障害基礎年金等の未受給者に対する救済措置を講じること。また、帰国などにより、国民年金などの被保険者資格を喪失する外国人に支給される脱退一時金の受給額を充実すること。
- 6 外国人学校の卒業生に対して、大学などの教育機関や看護師等保健医療人材養成施設への入学、入所資格を等しく認めること。
- 7 外国人学校への寄附について税制上の優遇を図るため、その設置者を特定公益増進法人として等しく認めること。
- 8 外国籍県民の生活全般に関わる諸問題に適切に対処するため、省庁をまたがる総合的な施策を推進するための組織を整備すること。

【提案・要望の理由等】

本県に在住する外国籍県民は、平成15年度の外国人登録者数で14万9千人（前年比約7千500人増）を超え、県民58人に1人の割合になっている。こうした人々は納税をはじめ日本人と同様な義務を果たしているにもかかわらず、権利の保障が十分ではない。このため、本県では平成10年11月に外国籍県民の声を県政に反映させる仕組みとして「外国籍県民かながわ会議」を設置し、取組を進めている。

このようなことから、外国籍県民と共に生きるための抜本的な制度の創設が必要である。

外国籍県民からの意見聴取について

平成16年5月24日の第6回NGOかながわ国際協力会議にて、2人の外国籍県民を参考人として招致し、意見聴取を行った。概略は次のとおり。

1 外国籍県民A氏(イラン出身)の意見

- 1992年来日して9年前に日本人と結婚し、現在は県内に住んでいる。この11年間の間に色々なことがあった。良いこともあったが悪いこともあった。良いことは、日本は平和な国で、生活しやすいということである。日本人は優しい。
- 困ったことの一つは仕事のことである。昨年の12月まで働いていたが、色々な問題で仕事を辞めた。辞めた理由のひとつは、8年前から毎日3時間オーバータイムで働いてきたが、会社が残業代を全く払わなかったことである。会社は残業を隠すため、始業時にはタイムカードを押すが、帰宅時にはタイムカードを押さないよう指示した。そういうことがあって会社を辞めた。
- 現在も新しい仕事を探しているが、なかなか仕事が見つからない。何回も職安に行ったが、どこに電話しても「外国人は雇えません」、「外国人はお断りです」と言われる。職安だけでなく、雑誌を見て色々なところに電話をしているが、答は同じである。
- 仕事だけでなく、住まいのことも外国人にとって大きな問題である。なかなか外国人にはアパートを貸してくれない。これらは外国人に対する差別である。

2 外国籍県民B氏(ベトナム出身)の意見

- 21年前に難民として来日し、現在は県内に住んでいる。
- 日本政府は私をインドシナ難民として認めてくれたが、外国人登録証明書の中には定住者と書かれており、インドシナ難民であるという証明が全くない。このため、日本で生活していく上でいろいろと困ることがある。
- 外国人が日本で結婚する場合、区役所では、大使館から婚姻のための証明書類をもらってきてくださいと言われる。しかし、私達難民は大使館と関わることに抵抗感があり、非常に困っている。
- 海外旅行の場合、旅行先の国に入国ビザを申請しなければならないが、身分がおかしいとして、申請しても拒否されることが多い。そのため、海外への社員旅行にベトナム人だけが行けなかったり、韓国・中国への修学旅行で入国ビザを認めてもらえなかったりすることがある。
- また、ベトナム戦争の結果、親はフランスで定住、子どもは日本で定住ということもあるが、親の重い病気や冠婚葬祭などのためにフランス大使館に入国ビザを申請しても、認めてもらえないことがある。これは非常に大きな問題である。
- インドシナ難民が定住する場合は、国際救援センターに入所して日本語を4か月間勉強した後、約1か月間社会生活適応の指導を受け、就職を斡旋されて社会に出る。そのため、第一の問題は言葉の問題である。4か月間では、簡単な挨拶しかできない。平仮名と片仮名だけでも勉強するのは大変であるが、そのほかに漢字も覚えなければならない。例えば病気になって診察を受けても医師の質問になかなか答えられないという問題がある。

- しごと なが さぎょう こくさいきゆうえん おぼ にほんご わす
 仕事は流れ作業ばかりで、国際救 援センターで覚えた日本語をどんどん忘れてしまう。
けっきよくことば しよくばない にんげんかんけい わる どくしん ばあい せいしんてき ひじょう
 結局言葉ができなくて職場内の人間関係が悪くなる。独身の場合は、精神的に非常にス
おお うつびょう せいしんびょう ひとたち すく
 トレスが大きい。鬱病や精神病になった人達も少なくない。
- けっこん ばあい こ がっこう もんだい こ まいにちがっこう かよ
 結婚している場合は、子どもの学校の問題がある。子どもは、毎日学校に通っているが、
えんそく しゅうがくりょこう れんらく にほんご か ははおや たいおう がっこう
 遠足や修学旅行などの連絡が日本語で書かれているため、母親は対応できない。学校から
ひなん おや こ ちい にほんご じょうたつ はや しょうがくせい
 非難されても、親はどうしようもない。子どもは小さいほど日本語の上達が早く、小学生
ねんくらい にほんご はな ちゅうがくせいくらい ねんれいいじょう
 なら2年位できれいな日本語を話すことができる。しかし中学生位の年齢以上になると、
がっこう い じゅぎょう とうこうきよひ わたしたち なや
 学校に行っても授業についていけないので、登校拒否になってしまう。これには私達も悩
 んでいる。

けんないがいこくじんとらうろくしやすうおよ すい
 県内外国人登録者数及び推移

けんないがいこくじんとらうろくしやすういちらん たんにん
 県内外国人登録者数一覧(単位:人)

こくせきすう 国籍数 159 かくこく 146ヶ国

しちやうそんべつ 市町村別	こくせきべつ 国籍別	ぜんこくせき 全国籍 ごうけい 合計	ちゆうこく 中国	かんこく 韓国・ ちゆうせん 朝鮮												た か く そ の 他 146ヶ国
けんごうけい 県合計		149,012	37,075	34,316	16,490	14,203	8,218	5,291	3,926	3,661	2,138	1,847	1,414	1,399	1,317	17,717
よこほまし 横浜市		65,904	22,398	15,949	6,273	3,926	1,731	2,653	1,270	1,225	1,147	695	401	114	534	7,588
つるみく 鶴見区		7,524	1,555	1,950	781	1,504	543	118	88	40	43	35	1	0	53	813
かながわく 神奈川区		3,887	1,569	1,219	289	72	41	126	65	22	50	18	16	1	25	374
にしん 西区		2,515	1,199	683	180	25	60	57	39	5	33	19	0	1	19	195
なかく 中区		14,061	6,022	2,866	1,130	82	49	1,011	235	26	557	221	27	1	45	1,789
みなみく 南区		6,479	2,303	2,164	851	121	60	91	224	17	57	51	8	6	26	500
こうなんく 港南区		2,008	672	573	230	126	29	71	52	36	15	10	4	0	29	161
ほどがやく 保土ヶ谷区		3,174	1,402	857	308	17	6	78	63	23	32	25	9	16	56	282
あさひく 旭区		1,982	723	502	225	23	23	72	58	19	26	5	87	5	38	176
いそこく 磯子区		2,980	1,018	696	231	362	189	97	51	6	32	34	4	2	32	226
かなざわく 金沢区		2,477	577	544	176	322	385	106	40	32	27	18	1	0	17	232
こうほくく 港北区		4,420	1,025	1,155	464	214	59	258	82	43	87	112	1	1	49	870
みどりく 緑区		2,025	730	354	297	229	55	47	29	18	19	9	2	8	19	209
あおばく 青葉区		3,128	992	670	220	64	34	230	58	10	89	41	0	2	47	671
つづきく 都筑区		2,307	316	543	234	309	39	112	49	41	19	44	2	1	18	580
とつかく 戸塚区		2,672	990	489	298	323	52	81	47	87	26	35	9	3	17	215
さかえく 栄区		861	209	227	91	44	16	45	20	79	20	5	2	0	7	96
いずみく 泉区		2,221	736	218	137	36	57	32	34	592	12	10	169	53	16	119
せやく 瀬谷区		1,183	360	239	131	53	34	21	36	129	3	3	59	14	21	80
かわさきし 川崎市		26,411	6,553	9,265	3,183	1,432	603	693	469	257	322	632	19	14	216	2,753
かわ 川 中 央 支 所		4,498	1,151	1,773	597	207	111	28	53	41	27	196	0	2	24	288
まき 崎 大 師 支 所		2,300	370	977	222	389	131	15	41	16	13	0	0	2	15	109
く 区 田 島 支 所		3,143	239	2,071	254	299	86	8	38	22	8	2	0	0	34	82
さいわい 幸区		2,948	832	1,007	419	77	135	41	58	20	6	151	0	0	10	192
なかほらく 中原区		3,397	958	958	392	121	35	127	74	23	69	117	3	2	32	486
たかつく 高津区		3,084	774	918	454	117	35	135	52	34	39	77	4	0	20	425
みやま 宮前区		2,514	696	602	328	97	31	125	77	73	41	10	7	4	54	369
たまく 多摩区		3,102	1,003	644	412	83	10	151	44	21	88	64	5	1	22	554
あさお 麻生区		1,425	530	315	105	42	29	63	32	7	31	15	0	3	5	248
よこすかし 横須賀市		4,582	599	1,088	1,126	395	362	398	92	33	33	8	3	0	53	392
ひらつかし 平塚市		4,692	482	533	718	1,244	247	59	106	126	19	10	228	198	36	686
かまくらし 鎌倉市		1,182	174	414	79	31	3	152	18	7	63	10	0	2	8	221
ふじまわし 藤沢市		5,573	680	944	312	975	816	197	149	268	92	36	31	24	151	898
おだわらし 小田原市		1,704	285	412	335	277	33	42	43	18	38	3	2	4	20	192
ちがさきし 茅ヶ崎市		1,455	248	313	230	141	54	79	35	32	55	6	10	0	23	229
ぼし 逗子市		362	40	128	29	5	2	66	7	3	16	1	1	0	0	64
まがみほらし 相模原市		9,275	2,144	1,817	1,680	594	295	279	311	164	111	230	249	151	65	1,185
みよほし 三浦市		181	22	57	46	2	6	21	3	1	1	0	0	0	2	20
はたのし 秦野市		3,265	604	230	117	944	344	52	50	224	19	3	66	137	34	441
あつぎし 厚木市		4,770	602	482	402	689	882	74	146	408	40	53	100	286	17	589
やまとし 大和市		6,133	849	1,056	772	392	1,267	140	251	345	21	70	170	164	32	604

がいこくじんとうろくしゃすう すいい たんにん にん
外国人登録者数の推移 (単位：人)

	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2001年	2002年	2003年
けん県 ごうけい 合計	41,266 (100.0)	41,664 (101.0)	47,279 (114.6)	77,351 (187.4)	104,882 (254.2)	123,179 (298.5)	135,104 (327.4)	141,314 (342.4)	149,012 (361.1)

()内は1975年を100とした時の指数

がいこくじんとうろくしゃ こくせきすう すいい たんにん くに
外国人登録者の国籍数の推移 (単位：国)

	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2001年	2002年	2003年
けん県 ごうけい 合計	85 (100.0)	97 (114.1)	100 (117.6)	119 (140.0)	153 (180.0)	154 (181.2)	154 (181.2)	155 (182.4)	159 (187.1)

()内は1975年を100とした時の指数

がいこくじんとうろくしゃすう じょうい かこく すいい
外国人登録者数の上位5カ国の推移

	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2001年	2002年	2003年
1位	かんこく 韓国・ ちょうせん 朝鮮 (29,141)	かんこく 韓国・ ちょうせん 朝鮮 (29,611)	かんこく 韓国・ ちょうせん 朝鮮 (30,337)	かんこく 韓国・ ちょうせん 朝鮮 (33,443)	かんこく 韓国・ ちょうせん 朝鮮 (32,960)	かんこく 韓国・ ちょうせん 朝鮮 (33,453)	かんこく 韓国・ ちょうせん 朝鮮 (34,421)	かんこく 韓国・ ちょうせん 朝鮮 (34,490)	ちゅうごく 中国 (37,075)
2位	ちゅうごく 中国 (6,112)	ちゅうごく 中国 (5,777)	ちゅうごく 中国 (7,230)	ちゅうごく 中国 (13,806)	ちゅうごく 中国 (20,175)	ちゅうごく 中国 (27,389)	ちゅうごく 中国 (31,186)	ちゅうごく 中国 (34,071)	かんこく 韓国・ ちょうせん 朝鮮 (34,316)
3位	べいこく 米国 (2,609)	べいこく 米国 (2,375)	べいこく 米国 (2,943)	ブラジル (8,143)	ブラジル (14,471)	ブラジル (12,565)	ブラジル (13,888)	フィリピン (14,670)	フィリピン (16,490)
4位	えいこく 英国 (465)	えいこく 英国 (469)	フィリピン (968)	フィリピン (4,040)	フィリピン (7,648)	フィリピン (12,040)	フィリピン (13,608)	ブラジル (14,091)	ブラジル (14,203)
5位	ドイツ (361)	フィリピン (368)	えいこく 英国 (710)	べいこく 米国 (4,035)	ペルー (6,110)	ペルー (6,920)	ペルー (7,533)	ペルー (7,850)	ペルー (8,218)

()内は登録者数(単位：人)。また、各年のデータは、いずれも12月31日時点のものである。

NGOかながわ国際協力会議設置要綱

(設置目的)

第1条 NGOの県政参加を推進し、県とNGOとの連携の強化を図るとともに、県内NGO間の連携の強化を進めることを目的として、NGOかながわ国際協力会議(以下「NGO会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 NGO会議は、NGOとしての立場から、次に掲げる事項について協議を行い、知事に提言を行うものとする。

- (1) 県の国際政策に関すること。
- (2) 県とNGOとの連携に関すること。
- (3) 県内NGO間の連携に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

(構成等)

第3条 NGO会議は、次のいずれにも該当する団体に所属する者で、所属団体の推薦を受けた者の中から、知事が委嘱する委員10人以内で構成する。

- (1) 県の国際政策に関する分野である地域の国際化、国際交流、国際協力又は平和のいずれかの分野で、非営利の公益活動をおもな活動としている団体。
 - (2) 県内に事務所のある団体、県内で活動する団体、又は会員の多数が県民である団体。
- 2 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、1期に限り再任されることができる。
 - 4 委員は、公募により選任することとし、その方法は別に定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 NGO会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、NGO会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営等)

第5条 NGO会議は、委員長が招集する。

- 2 NGO会議は、委員の自主的な運営により、行われるものとする。
- 3 NGO会議は、原則として公開とする。ただし、NGO会議の決定により、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 4 委員長は、2年間の任期中の協議をまとめて、知事に報告及び提言を行う。

いいん せきむ
(委員の責務)

だい じょう いいん だい じょう さだ せっちもくてき しょくむ すいこう みづか ぞく だんたい りえき
第6条 委員は、第1条に定める設置目的のために職務を遂行し、自らが属している団体の利益のみを
ついきゅう
追求するものではない。

2 いいん しょくむじょうし え ひみつ も しょく しりぞ あと どうよう
委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

すいしんたいせい
(推進体制)

だい じょう ち じ だい じょうだい こう きてい ほうこくおよ ていげん う こうひょう
第7条 知事は、第5条第4項の規定による報告及び提言を受けたときは、これを公表する。

2 ち じ およ た じゅうきかん かいぎ うんえい かん きょうりょく つと かいぎ
知事及びその他の執行機関は、NGO会議の運営に関し協力するよう努めるとともに、NGO会議の
ほうこくおよ ていげん かいぎ さんちよう
報告及び提言をできる限り尊重する。

3 かいぎ かいぎ きょうぎ ひつよう みと かんけいしゃ しりょう ていしゅつ もと また かんけいしゃ
NGO会議は、その協議のために必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の
しゅっせき もと せつめい も いげん き ち じ およ た じゅうきかん かのう かいぎ
出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。知事及びその他の執行機関は可能な限り、
かいぎ ようせい たいあう
NGO会議の要請に対応するものとする。

4 ち じ およ た じゅうきかん かいぎ うんえいなら ほうこくおよ ていげん しさく か し
知事及びその他の執行機関は、NGO会議の運営並びにその報告及び提言の施策化について、市
ちようそん きょうりょく もと れんけい つと
町村に協力を求め、その連携に努めるものとする。

しょむ
(庶務)

だい じょう かいぎ しょむ けんみんぶこくさいか しょり
第8条 NGO会議の庶務は、県民部国際課において処理する。

ほそく
(補則)

だい じょう ようこう さだ かいぎ うんえい ひつよう じこう べつ さだ
第9条 この要綱に定めるもののほか、NGO会議の運営について必要な事項は別に定める。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

NGOかながわ国際協力会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、NGOかながわ国際協力会議設置要綱第9条の規定に基づき、NGOかながわ国際協力会議(以下「NGO会議」という。)の運営について必要な事項を定める。

(開催等)

第2条 NGO会議の開催回数は、1年に8回程度とする。

2 NGO会議の開会、閉会、休憩等は、委員長が宣言する。

3 委員の代理出席は、原則として認めない。ただし、NGO会議の決定により、やむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

(傍聴)

第3条 NGO会議を傍聴しようとする者は、NGO会議当日に、住所及び氏名を傍聴者名簿に記入するものとする。

2 傍聴人がNGO会議を妨害するときは、委員長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(部会)

第4条 NGO会議には、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長がNGO会議に諮って設置する。

3 部会長は、当該部会に属する委員の互選により定め、その部会の事務を統括し、部会の審議経過及び結果を委員長に報告する。

(県内NGO等との連携)

第5条 NGO会議の運営にあたっては、協議内容等について、積極的に県内NGOに周知するとともに、必要に応じて県内NGOとの意見交換及び意見集約を行うフォ - ラムやシンポジウムを開催して幅広い意見の集約に努める。

2 NGO会議の運営にあたっては、別に定める外国籍県民かながわ会議、かながわ国際政策推進懇話会等との協力・連携を図る。

3 NGO会議の庶務については、財団法人神奈川県国際交流協会と協力して行う。

(解嘱の申出)

第6条 委員長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、知事に委員の解嘱を申し出ることができる。

(1) 自己の都合により辞職の意思を表明したとき。

- (2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (3) 委員の所属している団体が、NGOかながわ国際協力会議設置要綱第3条第1項の要件に該当しなくなったとき又は委員が所属団体の構成員でなくなったとき。
- (4) 職務上の義務違反があるとき。

ほじゅう もうしで
(補充の申出)

第7条 委員に欠員が生じた場合、委員長はNGO会議に諮って、その補充を知事に申し出ることができる。

いにん
(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長がNGO会議に諮って定める。

ふ そく
附 則

- この要領は、平成10年11月21日から施行する。
- 平成10年度のNGO会議の開催については、第2条第1項中「4回程度」とあるのは、「2回程度」とする。

ふ そく
附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

5 いいんめいぼ 委員名簿

氏名		所属団体	備考
A 部 会	乳井 京子	特定非営利活動法人 地球の木	部会長
	百武 千文	国際子育てクラブ “ ファンキーキッズ ”	副委員長
	本間 勝	草の根ネット麦の会	
	山崎 登美子	特定非営利活動法人 ビラールの医療と自立を支える会	
	山中 悦子	特定非営利活動法人 草の根援助運動	委員長
B 部 会	植田 善嗣	カラバオの会	部会長
	小林 徳子	特定非営利活動法人 かながわ難民定住援助協会	
	森山 眞理	茅ヶ崎市国際交流協会	

ちゅう けいしょうりやく
(注) 敬称略

(A部会) 「地域主体の国際協力/途上国支援」について協議

(B部会) 「差別のない社会の実現をめざして」について協議

NGOかながわ国際協力会議（第3期）最終報告

共生を実感できる神奈川と平和な国際社会の構築をめざす
～ NGOと県との協働のもとに～

～ NGOかながわ国際協力会議事務局：神奈川県県民部国際課～

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

電話：045-210-3748

FAX：045-212-2753

E-mail：kokusai@pref.kanagawa.jp

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/seisaku/seisaku.htm>